特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０５８号

東京都渋谷区渋谷２丁目３番２号
清算株式会社　株式会社ボイスアンドハート
代表清算人　安部　次郎

1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　協定債権
協定債権とは、清算株式会社に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいう。
各協定債権者が有する協定債権は、別表「協定債権者一覧表」の「協定債権額」欄記載の各金額とする。
⑵　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する銀行預金口座宛に送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
2　権利の変更
清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額の1.3％の金員を弁済する。
3　協定債権残額の免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第２９号

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎905番地
再生債務者　株式会社丸双運輸
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３１号

東京都青梅市新町８丁目22番地の５サンクレイドル青梅新町1001
再生債務者　株式会社船丸梱包
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２６年（再）第３７号

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵747番地３
再生債務者　藤川　宝夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年11月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成27年１月27日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月13日
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第２７号

千葉県市原市寺谷666番地
再生債務者　株式会社千葉廣済堂カントリー倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　減少する資本金の額　3500万円（減少後の資本金の額　１億円）
2　資本金の額の減少方法　発行済株式総数27万株を減少させることなく、資本の額を１億3500万円から１億円に減少させる。
3　準備金とする額　減少する資本金の額（3500万円）は、その全部を準備金とする。
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定時
平成26年12月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第５３号

東京都千代田区神田錦町３丁目４番２号
再生債務者　株式会社アルフレッドコア
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７号

三重県鈴鹿市下箕田１丁目４番８号
再生債務者　株式会社浜口リビック
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年12月１日　津地方裁判所

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第２９号

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎905番地
再生債務者　株式会社丸双運輸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３１号

東京都青梅市新町８丁目22番地の５サンクレイドル青梅新町1001
再生債務者　株式会社船丸梱包
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１１３号

埼玉県川口市上青木３丁目７番４号
再生債務者　田川　公広
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月５日から平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２１号

埼玉県川口市原町９番６―311号　ローヤルシティ川口原町
再生債務者　柿沼　哲夫
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月７日から平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２０１号

愛知県海部郡大治町大字西條字諏訪76番地の３
再生債務者　杉原　佑輔
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月５日から平成27年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部